

非常変災時における臨時休業および登下校について（改訂版）

梅雨の候、保護者の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は、本校の教育活動にご理解ご協力いただきありがとうございます。

さて、令和8年5月28日に気象警報について変更があったため、それを受けまして尼崎市教育委員会より改めて非常変災時における臨時休業および登下校についての通知がありましたのでお知らせいたします。変更した部分については網掛けをしておりますのでご確認ください。

- 1 『尼崎市』においてレベル3 大雨警報、レベル3 氾濫警報若しくは暴風(暴風雪を含む)警報又はこれらに係るレベル4 危険警報・レベル5 特別警報・特別警報(以下「レベル3 大雨警報等」という)が発表された場合
登校前は、テレビ・ラジオ・インターネット等の気象情報をもとに、各家庭で確認してください。ただし報道機関によっては、尼崎市が含まれていなくても「阪神」とまとめて発表される場合がありますので、『尼崎市』が含まれているか必ず確認してください。

* 気象警報情報の把握には、ひょうご防災ネット <http://bosai.net/> への登録をおすすめします。

登校状況	時 刻	気象状況	対 応
前日	午後5時	翌日にレベル3 大雨警報等が発表されることが明らかであると認められる場合	学校は、前日午後5時に（日曜・祝日も含む）を目途に市教委から臨時休業の連絡を受けた場合、レベル3 大雨警報等の有無に関係なく臨時休業とする。
登校前	午前7時現在	上記警報発令又は下記★★の場合	自宅待機 ・午前9時までの間はテレビ・ラジオ等の気象情報に注意。
その後 (自宅待機中)	午前9時までに状況に変化あり	上記警報が午前9時までに解除	授業実施 ・解除された時点で安全に注意して登校。 ・給食は実施する。
	午前9時現在	上記警報がそのまま発令中	臨時休校 ・午前9時以降に解除された場合も、そのまま全日臨時休業。
登校後	在校中	上記警報発令	児童が在校時に上記警報が発令されたとき 教師引率のもと地区別集団下校 ・警報発令が午前11時までに発表された場合は、給食を中止して下校する。 ・下校させることが危険だと判断した場合は、児童を学校に待機させ、保護者に迎えに来てもらい、引き渡す。（メール配信等で連絡） ・帰宅しても保護する者がいない児童は学校で一時的待機。 児童ホーム・こどもクラブの指導員は、学校と連携して児童の保護にあたる。

★★授業日当日の午前7時時点で、気象庁からレベル3 大雨警報等が発表されていなくても、市教委が、気象情報等を踏まえて、児童の安全を確保する必要があると判断した場合は、学校園を臨時休業とする。その際、同日の午前7時までに、尼崎市のホームページに臨時休業の決定の旨が表示される。学校からもミマモルメで連絡をする。

2 地震発生の場合

登校状況	地 震	対 応
授業日の前日 および 当日登校前	震度5以上の 地震が発生	臨時休業
登校後	震度5以上の 地震が発生	- 地震が発生した時点で、授業を中断し、避難行動をとる。 - 被害状況を把握し、安全を確保した上で、児童を安全な場所に待機させる。 - 保護者に迎えに来てもらい、引き渡す。 (メール配信等で連絡)
下校中	震度5以上の 地震が発生	- 児童は、最も安全と考える場所(学校、自宅、頑強な建物等)に避難する。 - 学校は児童の安全を確認する。(校内、通学路、公園等) - 学校は被害状況を把握し、安全を確保した上で、校内にいる児童を安全な場所で待機させ、保護者に迎えに来てもらい、引き渡す。(メール配信等で連絡)

3 その他

- (1) 非常変災等により、学校において電気、水道等のライフラインが途絶した場合は、臨時休業とします。
- (2) 児童ホーム・こどもクラブは、非常変災等にもない小学校在臨時休業となった場合は、休所・中止となります。
- (3) 学校付近で局地的な豪雨やその他の災害(ガス爆発、火災、雷等)が発生した場合は、緊急に臨時休業や通学路変更等の措置をとることもあります。(メール配信等で連絡)
- (4) 前日14時に兵庫県または大阪府に翌日の熱中症**特別**警戒情報(熱中症**特別**警戒アラート)が発表された場合、市立幼小中特別支援学校はの「熱中症**特別**警戒情報(熱中症**特別**警戒アラート) **当日**」を**臨時休業**とします。
 ※夏季休業日および休日の部活動も、同様の対応とします。ただし、部活動における公式戦等については、主催者の判断に準じるものとします。
例：9月2日14時頃に環境省から発表 ⇒ 9月3日は臨時休校
- (5) 自宅周辺で道路の冠水、用水路の増水等、児童の登校に危険な緊急事態が発生した場合は、警報発令や学校からの連絡指示がなくても、ご家庭の判断で登校を見合わせてください。
- (6) 電話での問い合わせは、緊急連絡等に支障をきたしますので、ご遠慮ください。
- (7) 非常変災時にご家庭が不在となる場合は、緊急時でも児童が安心して下校できるよう、知人、友人宅への避難を依頼しておくなどの準備もしておいてください。

以 上